

道路運送法上の申請事案に係る標準処理期間について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成14年2月1日から施行されることに伴い、その申請事案に係る許認可等について行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月31日

中部運輸局長 津野田 元直

記

1 一般乗合旅客自動車運送事業について

- (1) 事業の許可（法第4条第1項） 3ヶ月（上限運賃料金認可を含む。）  
なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。
- (2) 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）  
ア 路線の新設に関するもの 3ヶ月（上限運賃料金認可を含む。）  
なお、高速自動車道等の新規供用に伴う経路の変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月、道路管理者の意見聴取に関する省令

第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議の整った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。

- |                                                                                                |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| イ 路線の新設以外のもの                                                                                   | 2ヶ月 |
| なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。 |     |
| (3) 上限運賃料金の認可（法第9条第1項）                                                                         | 3ヶ月 |
| なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。                                  |     |
| (4) 運送約款の認可（法第11条第1項）                                                                          | 1ヶ月 |
| (5) 協定の認可（法第19条第1項）                                                                            | 3ヶ月 |
| (6) 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）                                                                     | 3ヶ月 |
| なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案については、概ね2ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとする。                                  |     |
| (7) 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）                                                                     | 3ヶ月 |
| (8) 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）                                                                     | 3ヶ月 |
| (9) 相続の認可（法第37条第1項）                                                                            | 2ヶ月 |

## 2 一般貸切旅客自動車運送事業について

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) 事業の許可（法第4条第1項）      | 4ヶ月 |
| (2) 更新許可（法第8条第1項）       | 6ヶ月 |
| (3) 事業計画変更の認可（法第15条第1項） | 4ヶ月 |

- (4) 運送約款の認可（法第11条第1項） 1ヶ月
- (5) 乗合運送の許可（法第21条第1項第2号） 2ヶ月
- (6) 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） 2ヶ月
- (7) 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項） 4ヶ月
- (8) 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項） 4ヶ月
- (9) 相続の認可（法第37条第1項） 3ヶ月

### 3 一般乗用旅客自動車運送事業について

- (1) 事業の許可（法第4条第1項） 3ヶ月
- (2) 運送約款の認可（法第11条第1項） 1ヶ月
- (3) 事業計画変更の認可（法第15条第1項）
  - ア 営業区域の拡大に係るもの 3ヶ月
  - イ ア以外のもの 2ヶ月
- (4) 運賃料金の認可（法第9条の3第1項）
  - ア 運賃改定（普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定すること。）に係るもの 申請の受付期間終了後の翌日から5ヶ月
  - イ ア以外のもの 3ヶ月（法第89条の規定に基づき意見の聴取があったものについては、4ヶ月）
- (5) 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項） 3ヶ月
- (6) 法人の合併の認可（法第36条第2項） 3ヶ月
- (7) 相続の認可（法第37条第1項） 2ヶ月

(8) 許可等の条件又は期限の変更 (法第86条第1項) 2ヶ月

#### 4 特定旅客自動車運送事業について

(1) 事業の許可 (法第43条第1項) 3ヶ月

(2) 事業計画変更の認可 (法第43条第5項 (法第15条準用)) 2ヶ月

5 自家用自動車の有償運送の許可 (法第78条第3項) 1ヶ月

6 自家用自動車の貸渡しの許可 (法第80条第1項) 1ヶ月

7 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可 (法第83条) 1ヶ月

#### 8 標準処理期間の算定について

標準処理期間の算定には以下の期間は含まれない。

(1) 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間

(2) 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間

(3) 1人1車制個人タクシー事業に係る事業の許可、事業の譲渡及び譲受の認可並びに相続の認可について、申請から法令及び地理の試験を受けるまでの期間

(4) その他これらに準じ、中部運輸局長が適当と認める場合

#### 附 則

1 この公示は、平成14年2月1日以降当局管内の陸運支局において受理した申請について適用する。

2 平成12年1月31日付け中運局公示第11号「一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間について」は、平成14年1月31日までに当局管内の陸運支局において受理した申請の処分の終了をもって廃止する。

附 則（平成16年9月29日 中運局公示第79号）

この公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成17年4月28日 中運局公示第22号）

この公示は、平成17年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成18年9月28日 中運局公示57号）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成20年6月30日 中運局公示第42号）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成24年7月31日 中運局公示第40号）

この公示は、平成24年7月31日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成29年3月22日 中運局公示第127号）

この公示は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。